

## 日本における環境問題とその解決の困難さ

### “Umweltprobleme und Schwierigkeiten bei ihrer Lösung in Japan”

龍谷大学 丸山徳次

#### はじめに：水俣病事件から考える

日本において環境問題について考えるとき、今なお水俣病事件について考察することを避けて通ることはできない。水俣病は「公害の原点」と呼ばれるが、それは同時に日本における「環境問題の原点」であって、戦後日本の環境政策に様々な影響を与え続けてきたし、今も未解決のままに残されている。それゆえ以下では、水俣病とは何であり、それが「環境問題の原点」である所以とは何か、そして、何がその解決を阻んでいるのかを検討し、それによって今後の環境問題への取り組みの課題を明らかにしたい。

#### 1. 水俣病とは何か

熊本県水俣湾沿岸を中心に起こった「水俣病」は、世界で最初の環境汚染による有機水銀中毒であり、より詳しく言えば、メチル水銀化合物によって汚染された魚介類を食べることによって起こる食中毒であり中毒性脳症・神経疾患である。発見は公式には1956年であるが、すでに1940年代初期に発生していた。やがて1964年に同様の有機水銀中毒が新潟県阿賀野川流域に発生したが、これは「第二水俣病」とか「新潟水俣病」と呼ばれる。そしてさらには、九州有明海沿岸に発症しているとの疑いが生じ、「第三水俣病」と呼ばれて、類似の化学工場をかかえる日本全域に「水銀パニック」が走ったのが1973年のことだった。現在では「水俣病」(Minamata Disease)の呼称は、環境汚染による有機水銀中毒症の一般的な病名として世界的に使用されている。ブラジル、カナダ、中国などで水俣病が確認されている。以下では、主として、最初の(熊本)水俣病について考察する。

水俣病の原因企業はチッソ株式会社である。この企業が、地方の小さな会社なのではなくて、化学工業の代表的な巨大企業であることは、日本でも今やそれほど十分には知られていない。

チッソは1908年、野口遵(1873-1944)によって日本窒素肥料株式会社として設立された。東京帝国大学で電気工学を学んだ野口は、日本窒素設立に先だって曾木電気を設立し、鹿児島県の広範な地域のみならず、水俣を含む熊本県内のいくつかの村落に電気を供給した。最初、野口はドイツで開発された窒素肥料製造のためのフランク=カラー方式の特許を獲得し、やがてイタリア人カザレーが発明したプラントを導入した。つまり、チッソはカーバイドから石灰窒素を製造し、やがてアンモニア合成によって硫酸を製造したのである。1932年、チッソはカーバイドに基づいたアセトアルデヒド製造を開始した。アセトアルデヒドは、酢酸繊維素(アセチルセルロース)等として繊維工業に広く使用された酢酸の原料だった。戦時下においては、チッソは軍の要請に従って、アセトアルデヒドをハイオクタン・ガソリンの製造にも用いた。1941年、日本人によって発明された塩化ビニールを初めて工業的に製造開始した。日本による朝鮮半島の植民地支配の時代(1919-1945)、チッソは1927年、朝鮮窒素肥料株式会社を設立し、多数のダム建設を行うとともに、とりわけ朝鮮北部の興南において巨大なコンビナートを築いた。約3000人の住民しかいなかった興南は、短期間の内に、2万人ほどの住民を擁するアジア最大のコンビナート都市となった。

こうしてチッソは48の傘下企業を有する昭和の大財閥「日窒コンツェルン」となり、三菱重工、日本製鉄と並ぶ日本の三大企業となった。

戦後の水俣工場は、朝鮮工場からの引揚げ従業員を大量にかかえ、会社と工場の幹部も引揚げ組で占められた。一部は旭化成（日窒が延岡に設立した日本ベンベルグ絹糸が戦後の財閥解体によって独立）、積水化学（チッソ製品販売会社である積水産業が出発点）として独立しながら、1950年、企業再建整備法によって新日本窒素肥料株式会社として改名再発足し、引揚げ技術者たちの再起の夢に駆られていた。戦後のヒット商品となったのが、塩化ビニール可塑性原料オクタノールであり、水俣工場は、オクタノール生産のために、その原料であるアセトアルデヒドをフル回転で生産した。それは無機水銀である硫酸水銀を触媒とする化学反応のプロセスだったが、その反応の過程で有機水銀と化したものを含む多量の廃水が排出され、それが水俣湾と不知火海（八代海）を汚染したのである。

戦後一貫して電気化学にこだわり続けたチッソは、1962年、千葉県五井に石油化学の工場（チッソ石油化学株式会社）を建設し、遅まきながら石油化学への転換を開始した。しかし、もはや窒素肥料の生産が主体ではなくなっていたこの企業は、なおも電気化学と窒素への誇りをもって、1965年、チッソ株式会社と再び社名変更を行った。やがて1968年5月、水俣工場ではアセトアルデヒドの製造が停止され、電気化学の時代が終わりを告げる。全国にある7社8工場でのアセトアルデヒド製造停止と、石油化学への転換を待って、日本国政府が、水俣病をチッソのアセトアルデヒド酢酸設備内で生成されるメチル水銀化合物による公害と認めたのは、その同じ年の9月26日だった。なおチッソの現在の主力はファインケミカルであり、液晶材料のリクソン生産では世界の40%余りを占めているほどの技術力をいまでも誇っている。

1956年5月1日、チッソ附属病院院長・細川一博士は、「原因不明の中樞神経疾患が発生している」と水俣保健所に届け出た。これが水俣病のいわゆる「公式発見」の日とされている。運動障害、言語障害、さらには狂躁状態を主な症状とする子どもが、次々と4人入院してきたのである。同月下旬には「水俣奇病対策委員会」が発足し、調査の結果、30名の患者が確認された。

しかし、水俣湾の環境破壊そのものは、すでに大正時代から始まっていた。水俣湾一帯の不知火海沿岸は、元来とても豊かな漁場であり、魚たちの産卵の場所にもなっていたが、カーバイド残渣の流出とヘドロによる漁業被害が、すでに大正時代（1926年）に漁民たちによる補償要求となったし、その後も何度か類似の補償協定が繰り返された。しかし、そのたびにチッソが支払ったのは「見舞金」だった。水俣はチッソが君臨するチッソ城下町だったのである。

やがて漁民たちは、さまざまな環境の異変に気づきはじめていた。1949年頃から水俣湾内での漁獲高は激減し、やがて猫の「おどり病」が発生し、鶏・犬・豚の狂死、カラスの乱舞・墜落が観察されるようになっていた。人間が病を得るまえに、自然界に異常が起こっていたのである。残念ながら、当時の日本の生態学は十分に発達しておらず、食物連鎖による毒性の生物濃縮というメカニズムも一般的な知見にはなっていなかった（水俣病はまさにこのメカニズムによるものが中心である）。

ただし、仮に当時生態学が十分に発達していたとしても、どれほど原因究明に寄与できたかは心許ない。日本の学問体制は縦割り行政と似ているし、現実社会との接点を求める意欲にも乏しいからである。以後、原因究明にあたっては、熊本大学研究班（医学部のみ）が素晴らしい能力を発揮したが、あまりにも時間がかかりすぎた。

最初は感染症が疑われたが、6ヶ月後には水俣湾産の魚介類による中毒と判明。1959年7月、原因物質として有機水銀説が提出され、63年にはチッソ工場内のスラッジ（汚泥）と貝からメチル水銀を抽出する

ことに成功し、有機水銀説が学界で確定された。しかし政府が原因を明言して水俣病を公害として認定したのは1968年9月（厚生省見解）であり、公式発見から12年も経っていた。

この間、チッソはアセトアルデヒドを製造しつづけ、原因究明に協力しないばかりか、工場で使用しているのが無機水銀であると主張して、有機水銀説に反論しさえした。ところが、1959年10月の細川一附属病院長による猫実験（有機水銀説の検証）を隠蔽したし、実際には、アセトアルデヒド製造工程での有機水銀生成をチッソ技術者たちが知っていたことも、現在、工場内部資料の分析から明らかにされている。また、御用学者たちによるいくつかの異説の提出もあり、事態を混乱させた。

一つの重大な問題は、病理学的な意味での要素的原因物質（「病因物質」）を、被害者側にいる（医学）研究者たちが製造工程のメカニズムにまで踏み込んで究明しなければならなかった、ということである。そのために漁業規制も、チッソの操業停止もできなかった。また、1959年の有機水銀説および漁民たちとの紛争（漁民闘争）の結果、12月にチッソは排水浄化装置を設置したが、これは水銀除去効果をもたず、しかもそのことをチッソは知っていた。これらの結果、被害は確実に拡大していったのである。

## 2. 水俣病は終わっていない

1959年8月の水俣漁協による「第一次漁民闘争」、同年10月の県漁連による「第二次漁民闘争」から、被害漁民たちと加害企業チッソとの間に紛争関係が生まれた。しかし被害漁民たちがむしろチッソと町を破壊する「暴徒」と決めつけられるような水俣の町の状況にあって、同年12月30日、水俣病患者家庭互助会がチッソから得たのは「見舞金契約」だった。すなわち、成人死者の場合、発病から死亡までの年数に10万円を乗じた額に弔慰金30万円を加算し、子どもの場合は年3万円とする、などといった契約内容に、「将来水俣病が工場排水に起因する事が決定した場合においても、新たな補償金の要求はいっさい行わない」ことを約束させられたのである。

この時点で、見舞金契約の受給資格の根拠となるべく、いわゆる認定制度が動き出した。やがて政府見解（1968年）以後、厚生省が第三者機関を設けて調停に乗り出し、患者たちはそれに一任する一任派と訴訟派（1969年第一訴訟、112人）に、さらには自主交渉派にと、分裂していった、あるいは分裂させられていった。そして裁判も早期救済と補償の拡大を求める1973年の第二次訴訟（60人）、国家責任をも問う80年の第三次訴訟（1377人）、さらに82年関西訴訟（68人）、84年東京訴訟（425人）、85年京都訴訟（140人）、88年福岡訴訟（53人）、さらに各種行政訴訟と多数にのぼった。

この事態は、結局は認定制度（1969年以後は公害被害者救済法に基づく）がもたらした結果だったといえるだろう。実は熊本大学研究班が水俣病の原因を有機水銀とするにあたって参考となったのが、1937年にイギリスの農薬工場で種子殺菌剤製造中に起こった有機水銀中毒の症例報告だった。これはハンターおよびラッセルによって報告されているので、ハンター・ラッセル症候群と呼ばれ、感覚障害、運動失調、言語障害、求心性視野狭窄、聴力障害などの症候群を表している。水俣病の認定基準は基本的にはずっとこのハンター・ラッセル症候群に従ってきたのである。しかしここに重大な問題があった。ハンター・ラッセルの症例は、労働者が有機水銀を皮膚および気道をとおして直接浴びる急性の直接中毒であるのに対して、水俣病は食物連鎖を通じた食中毒であり、患者も成人ばかりか、胎児、幼児、女性、病人と多彩だし、魚介類の摂取量もさまざまである。労働災害とは異なって環境汚染被害は、自然生態・社会生態の相違に応じて多様であり、極めて個性的である。したがって、水俣病患者をハンター・ラッセル症候群で枠づけることは、そもそも無理だったのである。

水俣病が全体としてどのような病気であるのかを示す水俣病の「病像」は、同じ魚介類を食べたであろう人々をすべて（約20万人）調査することによってしかわからない。ところが、こうした全面的な調査研究は未だかつて行われていないのである。国・行政が不知火海沿岸住民を徹底検診する必要性が、いくつかの節目で何度もあったにもかかわらず、それが行われずにきたのだ。

1995年12月時点で、熊本県・鹿児島県の認定患者は2261人（内死亡者1196人）、認定棄却者は14100人、認定作業待ちの未処分者は1124人（内死亡者164人）となった。

多量の裁判と未認定患者の問題は、司法と行政のシステムの根本的欠陥をも露呈させた。法的手続きによる訴えによってのみ司法は動き出し、法的拘束力は当事者間にしか働かないから、訴訟人以外の被害者を無視せざるをえない。しかも日本の司法権力はしばしば行政権力よりも弱い。大量の訴訟人を速やかに扱う能力にも限界がある。また、「未認定」患者を多量に生み出したのは、そもそも行政が食品衛生法を適用しないで無理な「認定制度」を設けたことに由来する。にもかかわらず、政治解決しか手だてが残されていないように主張された。裁判所の勧告もあり、最大の被害者団体全国連（水俣病被害者・弁護士全国連絡会議）の推進と「苦渋の決断」もあって、ついに1995年12月、与党三党の最終解決案が村山内閣のもとで閣議了解・決定され、96年5月、全国連がチツソと和解協定に調印し、国・県に対する訴訟も取り下げられ、今後訴訟は一切しないと約束させられた（これ自体大きな問題だ）。他の団体もこれにならい、未認定患者の問題は終わったかに見えた。一人260万円の一時金と総合対策医療事業の医療費・療養手当、一定の団体に属している救済対象者に一定に金額を加算してその総額が団体加算金として支払われた。国はチツソに対して約370億円の金融支援を行った。しかし、国は国家賠償法上の責任を認めたわけではないし、救済対象者も、四肢末梢優位の感覚障害を有するとされたが、水俣病であるとはっきり認定されたわけではない。この政治解決によるチツソからの一時金受領者（半年の申請期限内に本人が申請し認められた者）は1万353人である。水俣病の被害の巨大さが、改めて垣間見えてくる。

一方、政治解決をよしとしなかった患者たちによる関西訴訟はなお続いた。2004年10月、水俣病関西訴訟最高裁判決は、2001年4月の大阪高裁判決を承けて、水質二法および熊本県漁業調整規則に基づく規制権限の不行使の違法を理由に、国・熊本県の国家賠償法上の責任を認めた。また、感覚障害のみの水俣病がありうることを認め、これまでの認定制度の枠組み・認定基準を根底からくつがえす判断をしめた。しかし環境省は、特定裁判の判決をもって水俣病全般に対する政策の変更をもたらすものでないと断言した。

ところが、認定基準の見直しを示唆した最高裁の判決以後、現時点までに6000人を超える人が新たに認定申請を行い、その内1500人以上の人が新たな訴訟を提起している。こうした状況にあって、今年7月8日、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が国会で成立した。この特別措置法は、四肢末梢優位の感覚障害のほか、全身性の感覚障害や口の周囲の触覚・痛覚の障害、舌の二点識別覚の障害、求心性視野狭窄を加えることによって、救済対象者の範囲を拡大したが、他方では、原因企業チツソの分社化、すなわち補償会社（親会社）と事業会社（子会社）とに分け、業績のある子会社株を売って得た利益を被害者補償にあてる方向を示した。この臨時措置法によって約2万人の被害者補償が見込まれているが、一時金の額等細目は未定であり、また、胎児性水俣病に特徴的な大脳皮質障害による知的障害を救済対象から排除した点で問題を残しているし、すでにチツソの分社化に反対して訴訟を継続することを表明している患者団体もあり、またしても政治解決によって水俣病は最終的に解決されることはなさそうである。

### 3. 水俣病は「環境問題の原点」である

昭和の新興財閥として一步遅れてきたチッソは、戦後は植民地時代の栄光にとらわれ、やがて電気化学から石油化学への転換にも出遅れ、その転換への跳躍台のために、アセトアルデヒドの無理な生産に邁進した。もちろんそこには一貫した政界と財界との癒着の構造もあった。また、「職工は牛馬と使って使え」とはチッソの創業者・野口遵の言葉であるが、この言葉はそのまま朝鮮窒素の管理構造となり、水俣工場と水俣の町そのものも、同じ植民地支配の構造をもっていた。「会社ゆきさん」とそうでないもの、社員と工員、正規労働者と臨時工、それらの格差のなかで頻発する工場内労働災害、さらには伝統的な漁民に対する差別と地域住民の自治組織を利用する地方行政、そして政治やマス・メディアなどあらゆる面での中央と地方との格差。これらのいっさいを背景として水俣「奇病」は引き起こされ、隠蔽され、拡大された。そしてまた、これらのいっさいを背景として不知火漁民たちや自主交渉派の人々の抵抗を封じ込め、排除することに成功したのである。

典型的な企業城下町としての水俣では、「チッソあつての水俣」と人々は長く信じ込まされてきた。しかし、社会的条件はもちろんのこと、自然的立地条件の面でも、チッソは水俣の地ゆえに存立しえたのである。化学工場にとって「水は命」と言われる。チッソは早くから水俣川の取水権を独占し、豊富な水資源がありながら、逆に水俣市民は高い工事費による水道料金の引き上げに耐えてきた。工場周囲には、まるで城の堀のように排水口があり、いまは水銀へドロを覆うために広大な埋立地と化した水俣湾百間港の先端まで延ばされて、現在も廃水が排出されている。化学工業は自然の水と空気を<物質代謝>することによって成立しているのであって、チッソ水俣工場は、水俣川という取水の利便と、水俣湾・不知火海という排水の利便によって存立してきたし、今も存立している。ところがチッソは、ちょうど隣接する漁民たちの存在を忘却・無視するのと同様に、みずからを存立させている川と海と大気存在を忘却・無視し、それら自然が<社会>の存在を支え、同じ一つの世界を形成し、私たちの生活世界を形成していることを忘却・無視してきたのである。だからチッソが破壊したのは生態系そのものであって、水俣病発生は、その帰結なのである。

### 4. 9つのテーゼ

以上の水俣病事件の経緯を振り返り、過去の経験から学ぶべきことを、次の9つの点にまとめておきたい。過去を反省し、過去の経験から学びなおすということが、未来世代への責任の意識を醸成することと同時に、われわれ（日本の市民）には是非必要である。

- 1) チッソによる環境汚染・環境破壊は、工業化された化学テクノロジーによる生態系の破壊である。
- 2) 漁民・地域住民は、生態系の恵み（海から得られる食料）によって生きているのであって、生態系の破壊は、身体という生態系の破壊でもある。

水俣病は急性劇症型から長期の微量汚染による慢性型・遅発性型まで多彩であって、それに応じて症状も極めて多様であり、また、胎盤経由の胎児性水俣病も存在する。（有機水銀の微量汚染は地球的な環境問題にもなっている。）

- 3) 環境汚染・環境破壊による被害（人的被害）は平等には起こらない。

生物的な意味および社会的な意味での弱者にまず起こり、そこに集中するし、特定の生活形態の人々に集中する。胎児、子ども、女性、老人、病人、貧困者にまず起こり、自然と密着した生活をする人々に集中する。また、水俣病の場合がそうだったように、差別がある所に被害が起こり、被害は差別を助長する。

4) 被害が起こる前に自然界(生態系)に異常が見られる。

5) 食品衛生法不適用の「誤り」が、水俣病被害を拡大し、その後の行政行為の「誤り」(ごまかし)の元になっている。

(公式発見の翌年)1957年2月、熊本大学研究班は、水俣湾の漁獲禁止の措置を熊本県に訴えた。熊本県衛生部は、3月、静岡県に浜名湖のアサリ貝事件について問い合わせた。浜名湖のアサリ貝事件とは、1942年から1950年までに4回浜名湖周辺で貝毒による中毒患者が出た事件で、いずれも静岡県の行政の動きは大変機敏であり、ただちに原因を貝類にあるとして、貝類の採取を禁止、被害の拡大を防止した。戦後の食品衛生法は1948年に施行されているから、1949・50年のアサリ貝事件の時には、ただちに食品衛生法を適用し、貝類の採取と販売を禁止した。食品衛生行政では、要素的な「病因物質」が判明する以前に「原因食品」の流通を阻止することによって被害の拡大を防止することができる。こうした経緯について静岡県が熊本県に回答したのは、1957年4月の初めだった。当時、食品衛生法を発動する権限をもっているのは、都道府県の知事である。ところが、なぜか8月になって、熊本県衛生部長は、食品衛生法に基づいた漁獲禁止措置を厚生省に具申した。問い合わせる必要のない厚生省に、尋ねたのである。しかも9月、厚生省の公衆衛生局長は、食品衛生法の適用はできない、という回答を熊本県に行った。水俣湾産の「魚介類のすべてが有毒化しているという明らかな根拠が認められない」というのが、その理由だった。これは極めて不合理な理由である。もし水俣湾の魚介類がすべて有毒化しているということを証明しろと言うのであれば、魚介類のすべてを採取しなければならないが、すべてを採取すれば、問題そのものが消滅してしまう。結局、1957年4月に静岡県から回答を得た熊本県は、その時点で食品衛生法を発動することができたのに、そのチャンスを完全に失ってしまった。食品衛生法の適用を阻んだのが、熊本県側の意志によるものだったのか、それとも厚生省の意志だったのか、今もってよく分かっていないが、政治権力と経済権力が結びついていたことは確かだと思う。

6) 有機水銀のような化学物質は自然生態系において吸収同化されることはない故、残留性と生物蓄積性・濃縮性のある有毒物質は、原則的に生産禁止・使用禁止にすべきであり、そのような物質が副産物として生成する可能性がある場合、別の技術選択を探索すべきである。

四大公害裁判中、熊本水俣病だけが刑事事件ともなったが、刑事裁判において一つの焦点となったのが、排水口の付け替え事件だった。1956年11月、熊本大学研究班はすでに「奇病」がある種の重金属による中毒であること、チッソの廃水が原因として考えられることを発表した。1958年6月、厚生省環境衛生部長が国会で答弁し、水俣病の発生源と考えられるものがチッソの工場で生産されていると発言した。チッソは重金属説を否定しながらも、1958年9月、それまで水俣湾百間港に注いでいた排水口を、水俣川河口へ変更した。狭い百間港ではなく、直接不知火海に放流することによって、よりいっそうの「稀釈」効果を狙ったのである。しかし、この行為は結果的には人体実験の意味をもった。病気は水俣湾周辺のみならず、芦北地区や天草地区にまで広がったからである。それ故この行為は、のちに当時のチッソ社長および工場長の刑事責任追及の対象となった。

この排水口変更の行為が象徴しているように、チッソの責任者のみならず、当時の一般的な意識は、どのような毒物でも薄めれば消滅し、自然はそれを受け入れてくれるものだった。私はこれを「稀釈の論理」と呼ぶ。毒性のある液体も気体も、川や海や水によって、また大気によって、稀釈され消滅する、という理屈である。しかし、まさにチッソの排水口変更は、「稀釈の論理」が破綻したことを告げている。

1993年に制定された環境基本法の中に明確に登場する「環境への負荷」という概念は、「稀釈の論理」の破綻のすえに出てきたものと理解すべきである。環境基本法によれば、「環境への負荷」とは、「人の活

動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」である。そしてこの負荷が、「人の健康又は生活環境」への被害となるものを、「公害」と規定している。したがって、「負荷」というのは、負担をかけるとか、重荷を背負わせるということだから、環境には重荷を背負う可能性があるのだが、その可能性には量的・質的に限界があって、その限界を超えると、「人の健康又は生活環境」に対する被害を結果する、ということになる。つまり、「負荷」と「危害」とは構造的に連続しているのである。

7) 予防原則の明確化が必要だが、日本政府・行政は予防原則を骨抜きにしている。

負荷と危害とが構造的に連続しているという見方は、「環境への負荷」を減らして危害を未然に予防する、という考え方につながる。この積極的な考え方をあらわす一つが、1970年代に、当時の西ドイツの環境法・環境政策の基本原則として提出された事前配慮原則（Vorsorgeprinzip）である。これは今日、英語で precautionary principle（予防原則）と訳され、種々の国際条約において用いられている。予防原則において肝心な点は、環境劣化と危害の防止が、因果関係の科学的不確実性を理由として妨害されてはならない、ということである。水俣病事件では、何らかの重金属が魚介類を汚染し、それが原因で病気が発生していることはほぼ確実であったにもかかわらず、「原因物質」が科学的に解明されていないというチッソの主張によって、可能な対策が一切とられないまま放置され、いたずらに被害が拡大されてしまった。

予防原則のもう一つ重要な要素は、新規の活動を行うことによって環境の変化をもたらした者、もしくはもたらそうとする者の側が、立証もしくは反証の責任を負う、という責任転換の考え方である。「環境への負荷」によって影響を受ける側がその危険性を立証しなければならないのではなくて、逆に、活動の実行者の側が、人体に危害が生じないし、生態系にも過度の損傷が生じないことを立証しなければならない。水俣病事件に関して言えば、1957年1月から2月にかけて、水俣漁業協同組合は、チッソ工場に対して漁業被害の惨状を訴えるとともに、廃水の停止と浄化装置の設置を求める要望書を提出し、さらに回答を求める要求書を提出したが、チッソの回答は排水に変化はないという簡単なものでしかなかった。この時点で患者がすでに54人、そのうち死者が17人という状況において、少なくともチッソは、工場廃水によって漁獲激減が帰結しないことを立証する責任があったであろう。

1992年の地球サミットで採択された「リオ宣言」は、その第15原則において、予防原則を語っている。すなわち、「環境を保護するため、予防的方策は、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。」

ところが、日本国政府がリオ宣言を批准して成立した環境基本法は、その第4条において、「環境の保全は、……科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない」と述べることによって、予防原則の核心部分をはぐらかしている。これでは、公害対策基本法（1967年）を廃止して成立した環境基本法は、かつての公害の経験、とりわけ水俣病の経験を無視し、そこから何も学ばなかったことの証拠になってしまう。

8) 少数者の犠牲の上に成り立つ経済成長は不正である。

そもそも「公害」の概念は、1880年代から1890年代にかけて大阪府の法令や旧河川法などに登場し、公利・公益を害するという意味で用いられた。しかも「公益」の理解をめぐって資本および行政と市民との間で絶えず綱引きの関係があった。そして近代化の進展の中で、公衆（市民）を保護することを公益とするよりも、工業化と経済発展を推進する傾向が強まっていった。富国強兵・殖産興業の政策を強化する明治時代後半以後、大阪を代表とする都市公害・工場公害の他にも鉱業の大規模な発展によって、足尾銅

山、別子銅山、日立鉱山といった各地で大気汚染や水質汚濁、煙害の被害が多発した。なかでも戦前における公害の原点と見なされることのある足尾銅毒事件は、銅の輸出を国是とする国家行政と資本との癒着が、被害民衆を黙殺した事件であった。銅業者は銅毒の排出によって渡良瀬川の魚の大量死をもたらし、河岸の農業にも大きな被害を与えながら、ほとんど何の危害防止策も講じず、わずかの見舞金でごまかしてきた。事件発生から実に90年たった1974年、足尾銅山古河銅業所が公害源としての責任を認め、補償金（15億5000万円）の支払いに同意したのである。

戦後1947年に成立した日本国憲法の第13条は、次のように語っている。「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」しかし戦後においても、「公共の福祉」を理由として「個人の尊重」を無視することが繰り返されてきたのであり、水俣病事件は、農業・漁業を捨て去る高度経済成長政策によって、少数者を犠牲にしてきた事件であった。

9) 経済成長主義とは別の「社会の発展」を構想するとともに、環境権を確立することが必要である。

戦後日本の環境政策は、まず地方自治体を中心に「公害対策」として始まった。しかし、日本国政府は1967年に公害対策基本法を制定し、規制権限を中央集権化することによって、あくまでも高度経済成長政策を優先するために、経済調和条項を盛り込んだ。すなわち、「生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにする」（公害対策基本法第1条2項）という経済調和の理念に基づいて、対処療法としての公害対策・公害処理がなされたのである。その経済調和条項は、1970年12月のいわゆる「公害国会」において、確かに文言としては削除された。しかし、その基本路線は今に至っても何ら変わらず、日本国政府は、経済成長主義とは別の国家目標を掲げることができないでいる。

ちなみにドイツ基本法は、1994年の改正で第20条に新しくa項を付加し、「未来世代への責任のためにも」立法・行政・司法の三権を通じて、「自然的生命基盤」(natürliche Lebensgrundlagen)を保護することが国家の目標であると明言している。これは環境権を明示するものではないと解されているが、このように国家の目標と基本指針を明確にすることは、水俣病をはじめとする熾烈な公害を経験してきた日本にとっても必要なことだと思う。「持続可能社会」をどのように構想するにせよ、それは、未来世代を含めた一部の犠牲の上に成り立つ「豊かさ」は正義に反する、ということを互いに認め合う社会であることに違いないであろう。